## 公益社団法人日本小児歯科学会専門医試験施行細則

- 第1条 この施行細則は、公益社団法人日本小児歯科学会専門医制度規則 10 条の規定に基づき、 専門医試験に関し、必要事項を定める。
- 第2条 専門医認定委員会による専門医試験は、原則として毎年2回実施し、日本小児歯科学会は3か月前までに試験の公示を行うものとする。
- 第3条 専門医試験を行う試験委員は、専門医認定委員会が専門医指導医の内からその都度選出する。
- 第4条 専門医試験は、次の各号の科目について行う。
  - (1) ケースプレゼンテーションおよび口頭試問注1 (2症例)
  - (2) 症例課題注2(記述試験)
  - (3) 客觀試験注3 (選択肢問題)

## 注1:

- ・症例リスト (第4号様式 4-2) の中から 2症例についてケースプレゼンテーションと口頭 試問を行う。 2症例のうち 1症例は予め申請者が選ぶことができる。他の 1症例について は試験委員が選定し、試験案内の際に通知する。
- ・1 症例につきケースプレゼンテーション 15分, 口頭試問 10分とする。
- ・ケースプレゼンテーションは、口腔内写真、スタディモデル、エックス線写真、分析データ・検査データ等の資料を用意し、検査、診断、治療方針、治療経過について説明する。 資料については、患者名(個人情報)が明らかにならないよう配慮すること。
- 注2:試験委員が提示した症例の資料に基づいて、診断や治療計画を記述するものとする。
- 注3:小児歯科専門医に必要な全般的知識を問う選択肢問題とする。

## 第5条 合否判定

専門医試験の合否は担当した試験委員で審議し、その合否を専門医認定委員会へ報告する。

- 2. 専門医認定委員会は総合的な審査を行い、その合否を日本小児歯科学会理事会に報告する。
- 3. 合否判定は次のとおりとする。 3科目とも75点以上を及第点とし、3科目すべての及第をもって合格とする。及第点に 達しなかった科目については、その科目のみ再度受験申請し及第点をとれば合格とする。

## 附 則

- 第1条 この施行細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 第2条 この施行細則は、一部改正し、平成24年4月1日から施行する。